最終更新日：2018年6月29日

株式会社富山銀行
取締役頭取　齊藤　栄吉
問合せ先：総合企画部　TEL：0766-21-3535
証券コード：8365
http://www.toyamabank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、コーポレートガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

(1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
(2) 株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
(3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
(4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。
(5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
1．政策保有株式については、「地域金融機関として取引先との長期的、安定的な取引関係の維持・強化」、「当行の事業戦略の充実と相互のリレーション強化」などに資する場合において、限定的に保有しております。この政策保有株式については、リスクに見合ったリターンの確保を前提に、中長期的な経済合理性や将来の見通しも踏まえ、営業上の安定的、長期的な取引関係の構築状況、業務提携等の事業戦略上のメリット等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

2．議決権行使にあたっては、政策株式保有先の経営方針やガバナンス、業容などを勘案したうえで、株式価値の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、株式価値に大幅な変動を与える場合や、議案内容に不明な点がある場合には、個別に対話を行い、賛否を判断します。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
1．当行は、取締役会規則において、当行取締役との間で直接取引を行う場合や競業取引について、当行の取締役会においてその取引の内容等を説明の上、取締役会の承認を得なければならない旨規定するとともに、その承認後、重要事項については取締役会に報告することとしております。

2．監査役および主要株主（当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主）等との重要な取引については、前項に準じて取扱うものといたします。

【原則3－1　情報開示の充実】
1．経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。
○当行ホームページ http://www.toyamabank.co.jp/index.htm 「富山銀行について」

2．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

3．取締役の報酬については、取締役の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を高めるよう設定しております。株主総会で定められた報酬総額の範囲内で、社外取締役との協議を経て、取締役会にて決定しております。

4．取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすため、当行の事業や課題に精通する者を一定数経営幹部その他の業務執行取締役候補として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を社外取締役・社外監査役として指名しております。取締役候補者の選任・指名にあたっては、頭取が取締役候補者を選定し、社外を含む全取締役・監査役へ開示したうえで取締役会において決議しております。監査役候補者の選任・指名にあたっては、監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定しております。

5．取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の説明につきましては、「株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載、開示しております。

【補充原則4－1－1　取締役会の経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、法令や定款で定められた事項や、その重要性および性質等に鑑み取締役会決議が適当であると認められる事項などを決議事項として取締役会規則に定め、判断・決定しております。また、当該事項の重要性に応じて、経営陣幹部で構成される「常務会」を設置し、取締役会からの権限移譲事項について、判断・決定しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の独立性判断基準を満たす者としております。

(独立性判断基準)
原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者。
(1) 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
(2) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
(3) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等
(4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
(5) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
(6) 上記 (1) ～ (5) に掲げる者の近親者
※最近：過去1年間
※主要な取引先：年間連結売上高 (当行の場合は連結業務粗利益) の2％以上を基準に判定
※多額な寄付：年間1,000万円以上
※主要株主：総議決権の10％以上を保有する株主

【補充原則4－11－1　取締役の選任に関する方針と手続】
取締役会は、その役割・機能を実効的に果たすとともに、取締役会の活性化を図る観点から、当行の業務に精通した社内取締役6名と、社外における豊富な知見を有する社外取締役2名で構成しております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成しております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任の状況】
取締役、監査役の重要な兼任の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載、開示しております。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性の分析・評価】
当行は、毎年、取締役会の運営方法や審議状況に対する各取締役・監査役の自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っております。
2017年度の取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、2018年5月の定時取締役会において、以下のとおり分析・評価を行うとともに課題を共有しております。
(1) 取締役会全体の運営及び議論の内容は適正であり、取締役会全体の実効性については十分確保されていると評価しております。
(2) 取締役会全体の実効性の更なる向上に向けて、中長期戦略・計画に関する議論や、株主とのコミュニケーションの充実に努めていくことが必要と認識しております。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
当行は、取締役および監査役として期待される役割・責務を実効的に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得・更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部研修なども含め必要な機会を提供・斡旋するとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当行は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主・投資家の皆さまとの双方向の建設的な対話に対して、合理的な範囲で前向きに取り組んでおります。
(1) 株主の皆さまとの対話
株主の皆さまとの対話に関する総括責任者を総合企画部担当役員とし、建設的な対話の実現に積極的に取り組んでおります。
(2) 建設的な対話を促進するための体制
株主の皆さまとの対話に関する担当部署を総合企画部としております。総合企画部は、関連部署と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主の皆さまへ提供する体制を整備しております。
(3) 個々の対話以外の対話手段の充実
株主の皆さまとの対話の一環として、各種のIR説明会を継続実施しております。また、ディスクロージャー誌やホームページなどにより、分かりやすい情報開示に努めております。
(4) 株主意見のフィードバック
株主の皆さまとの対話のなかで把握した意見については、総合企画部担当役員から経営陣に適宜フィードバックするとともに、必要に応じて取締役会へ報告することとしております。
(5) インサイダー情報の管理
株主の皆さまの実質的な平等性を確保すべく、公正な情報開示に努めるため行内規程を定め、一部の株主・投資家の皆さまに対してのみ、当行の重要情報が提供されることのないよう、その情報管理の徹底に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社北陸銀行	233,700	4.30
株式会社ホクタテ	178,800	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	166,500	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	161,400	2.97
トナミホールディングス株式会社	161,000	2.96

三協立山株式会社	140,200	2.58
富山銀行従業員持株会	129,791	2.38
株式会社北國銀行	110,000	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	100,000	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	99,700	1.83

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大澤　眞	他の会社の出身者											
野田　万起子	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大澤　眞	○	該当ありません。	日本銀行において、ロンドン事務所次長、那覇支店長などの重要ポストを歴任し、同行退職後はプライスウォーターハウスクーパースのパートナーとしてコンサルティング業務に従事するなど、金融・財務分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、株式会社フィーモの代表取締役として、企業経営に携わっており、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

野田　万起子	○	野田万起子氏が代表取締役を務めるHuman Delight株式会社には、研修等を依頼しております。 上記取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	株式会社ベンチャー・リンクにおいて、長年にわたり全国の地域金融機関の支援業務を担当するなど、金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、同社退職後は、Human Delight株式会社の代表取締役として、企業経営に携わっており、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的連絡会を年2回開催し、会計監査の方針や監査計画などについて協議する他、必要ある場合随時連絡会を開催することとしております。
監査役は、監査の効率性に資するため、必要に応じ、内部監査部門に対し調査報告を求める体制としております。
また、監査役は、必要に応じ内部監査部門と会合を開催しているほか、内部監査部門の監査計画の立案に意見を述べることができ、監査の結果についても報告を受けることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新田　八朗	他の会社の出身者													
笹倉　茂樹	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新田　八朗		―――	日本海ガス絆ホールディングス株式会社の代表取締役社長として、企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、地域経済にも精通しており、経営の監視機能に対する客観性や透明性を確保するため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。
笹倉　茂樹	○	笹倉茂樹氏が常務執行役員を務める飛鳥交通グループとは定常的な銀行取引があります。 上記取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	株式会社第一勧業銀行（現　株式会社みずほ銀行）において、長年にわたり融資部門を中心に金融業務に従事し、同行退職後は、飛鳥交通株式会社並びに同グループにおいて人事・総務・経理部門に携わるなど、金融・財務分野に関する豊富な経験と高い見識を有しており、経営の監視機能に対する客観性や透明性を確保するため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、取締役の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を高めるよう設定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当行の取締役に対する役員報酬は、年間報酬総額88百万円（うち社外取締役3百万円）であります。
当行の監査役に対する役員報酬は、年間報酬総額16百万円（うち社外監査役3百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

（社外取締役）
社外取締役の監督機能を高めるため、取締役会の開催に際し、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時に行っております。

（社外監査役）
社外監査役の監査機能を有効にするため、社外監査役を含む監査役会を補助する使用人を配置し、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる体制としております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）業務執行の状況
定期的に行われる取締役会では、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を基本に置き、当行の信頼の維持・向上を図る観点から、各取締役は取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加することとしており、取締役会の決議事項については、主要な部門に配属された取締役を中心に迅速かつ的確に業務執行するとともに、毎週開催の常勤役員会では各部の重要案件の迅速な審議・報告を通じ、業務執行の機動性を高め緊密な意思疎通を図ることとしております。他方横断的な各委員会（経営管理委員会、収益管理委員会、ALM委員会）ではそれぞれの課題について深度ある討議、その進捗状況等の管理を行っております。当行は、以上のような体制により、効率的で健全な経営を行えるものと考えております。

「経営管理委員会」
銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しておりますが、かかる状況に即応するため、適切な経営管理（ガバナンス）態勢のもと、コンプライアンス・リスク管理態勢、顧客保護等管理態勢をはじめ内部統制システムの整備・強化を図り、その厳格な運営に努めるとともに、改善を要する事項については速やかに対応策を講じ実行に移していくことを目的としております。

「収益管理委員会」
業務の健全性及び適切性を確保し、自己資本充実度の向上など財務内容の一層の充実を図るとともに、リスク・リターンを踏まえた収益の安定確保・増強を実践するための対応策を講じ実行に移していくことを目的としております。

「ALM委員会」
資産・負債の構成、統合的リスク（市場リスク、流動性リスク、信用リスク等）や自己資本の状況を踏まえた運用戦略等の検討を行い、収益機会の追求と各種リスクについての対応策等を講じ実行していくことを目的としております。

（2）内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
経営の健全性を高めるために、他の部門から独立した監査部（2018年3月末現在、部長以下6名）を牽制部署として設置し、全般的な業務面の監査に加え、社外監査役も含めた監査役及び会計監査人との緊密な連携を行い、内部監査の充実を図っております。
監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）であり、取締役会をはじめ社内の重要な会議への出席や内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を行うほか、取締役及び使用人からの営業報告の聴取、決算書類の閲覧等により監査を行っており、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行を監査しております。
会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、実査及び会計帳簿等の閲覧に当たっては適切な情報の提供を行っております。当行の監査証明に係る業務を執行した公認会計士は大村真敏氏、福村寛氏の2名であります。監査業務の補助者の構成は、公認会計士10名及びその他7名からなっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会での決議事項を、主要な部門に配置された取締役を中心に執行する体制としております。また、独立性の高い社外取締役による経営監督機能及び社外監査役を含む監査役・監査役会による監査機能を有効に活用することで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることができると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は総会日（6月28日）の21日前（6月7日）に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	招集ご通知を発送前に東京証券取引所への開示および当行ホームページへの掲載を実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が、当行取引先など一般顧客を対象に、業績等について地域IRを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、ディスクロージャー誌、地域密着型金融推進計画の進捗状況等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総合企画部　調査・広報グループ　IR事務連絡責任者：総合企画部長	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、ステークホルダーとの関係を重要な経営課題と捉え、当行の企業倫理を確立するための規範である「行員倫理規定」に明文化し、社会・お客さま・株主の皆さまから信頼されるよう、全行員で取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	地域金融機関として企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことを第一義とし、ＣＳＲの一環として、寄附講義の開講、環境保全活動への取組み、ボランティア活動等への取組みなどを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行は、ステークホルダーへの経営情報等の積極的開示を重要な企業方針として「行員倫理規定」に明文化し、ディスクロージャー誌やIR活動による適切な情報の開示等を介して社会とのコミュニケーションを図り、皆さまの期待に添うよう努め、広く社会との調和を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムについての基本的な考え方

当行では、業務の適正を確保するための体制である内部統制システムの整備を重要な経営課題として捉え、連結子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス態勢、リスク管理態勢の整備を図るべく、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め実効性確保に努めております。

2．内部統制システムの整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図っております。

また、実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営管理委員会がチェックし、取締役会に報告しております。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部へ、主管部から経営管理委員会へ、経営管理委員会から取締役会へ報告する体制としております。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理しております。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる体制を整備しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行っております。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営管理委員会をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を常勤役員会で定期的に検証し、取締役会へ報告しております。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

業務執行の機動性を高めるため毎週常勤役員会を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行っております。

また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高めております。

(5)当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備しております。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図っております。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告しております。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備しております。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取締役会に報告しております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重するものとしております。

(7)当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。報告者は、情報提供を理由として不利な取扱いを受けることはありません。

また、監査役が取締役会ほか常務会、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制としております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、頭取、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができることとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした姿勢で対処し、関係を遮断するなど、組織全体として取り組んでおります。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を「行員倫理規定―当行の企業行動原理」に定め、反社会的勢力に対する組織的な体制の整備について「内部管理基本規程」で定めるなど、反社会的勢力との関係遮断についての体制を整備しております。

(1)対応部署及び責任者の設置状況
経営管理部を反社会的勢力対応の主管部署とし、本部・営業店にコンプライアンス責任者を設置しております。

(2)外部の専門機関との連携状況
平素から富山県暴力追放運動推進センターや警察本部組織犯罪対策課、顧問弁護士等外部の専門機関と連携しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
反社会的勢力に関する情報を行内及び各方面から収集し、経営管理部で一元管理することとしております。

(4)対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力に対する具体的な対応マニュアルとして、「反社会的勢力対策マニュアル」を策定しております。

(5)研修活動の実施状況
反社会的勢力への対応研修会を実施するほか、コンプライアンス研修を継続的に行うなど、意識向上に向け取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

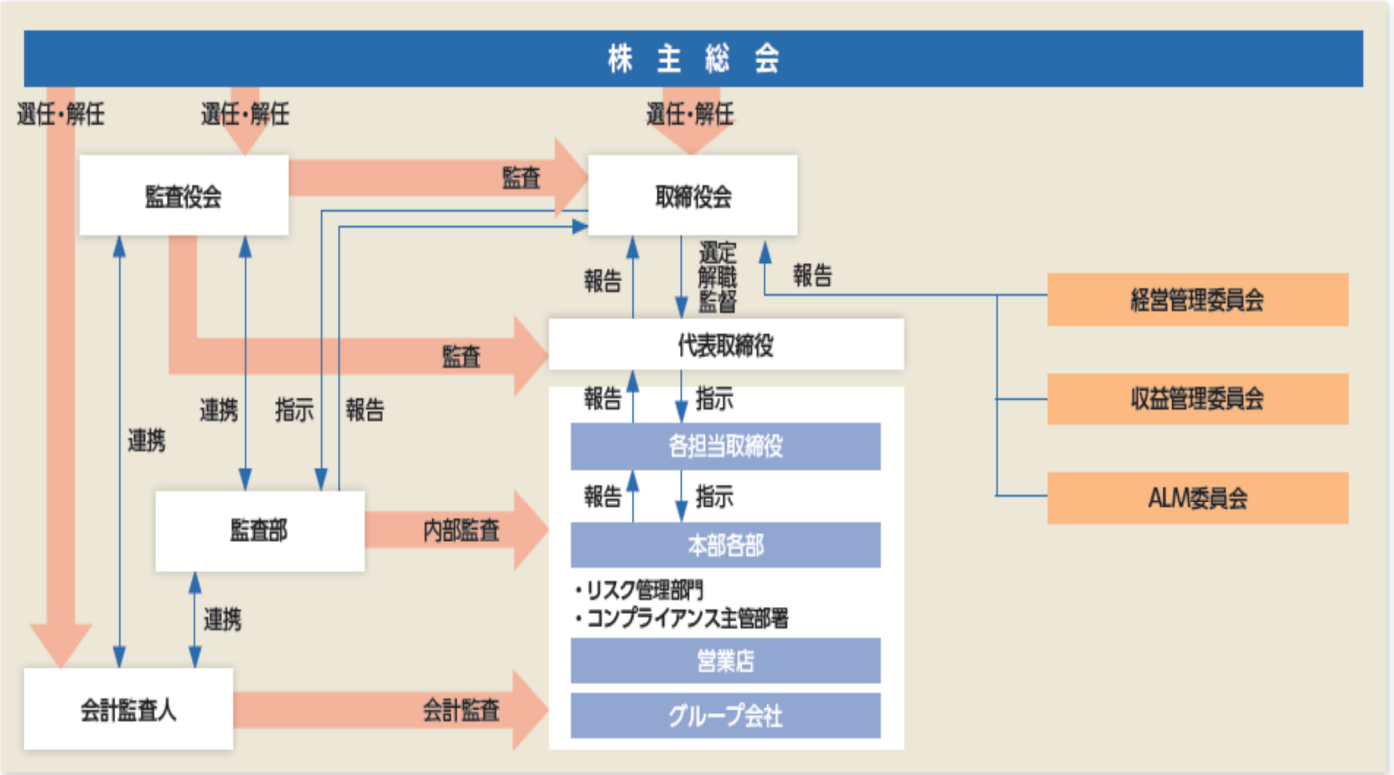
該当項目に関する補足説明

―――

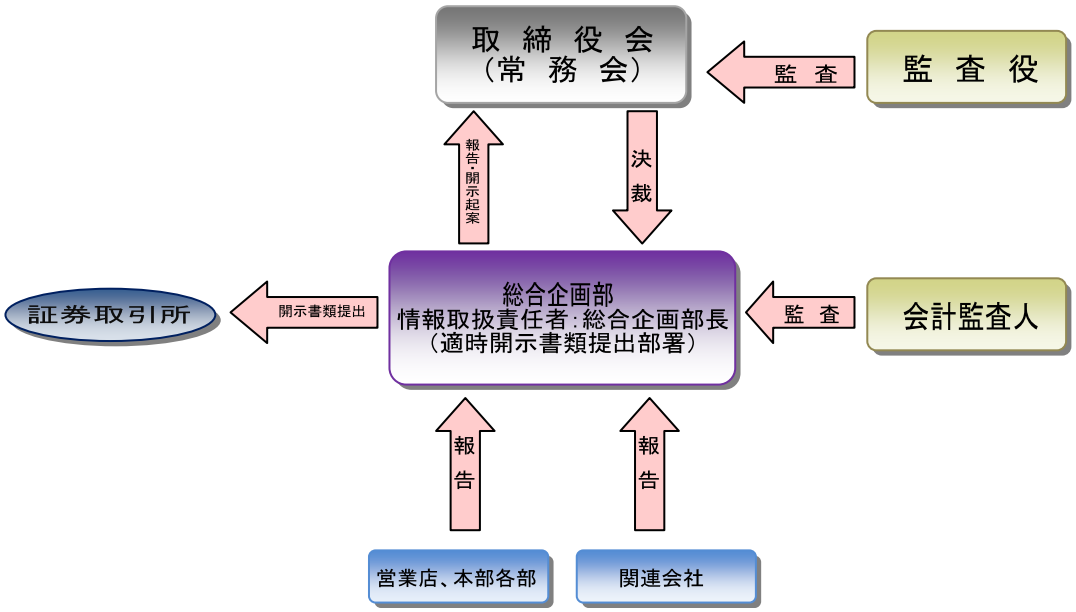
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

■コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の概要


取締役会
（常務会）
監査
監査役
報告・開示起案
決裁
総合企画部
情報取扱責任者：総合企画部長
（適時開示書類提出部署）
証券取引所
開示書類提出
監査
会計監査人
報告
報告
営業店、本部各部
関連会社